

食安発 0831 第 8 号

平成 23 年 8 月 31 日

各

| |
|---------|
| 都道府県知事 |
| 保健所設置市長 |
| 特別区長 |

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

野生キノコの放射性物質検査等について

標記については、福島県の一部地域において暫定規制値を超えるものが確認されており、また、旧ソ連原子力発電所事故後においてもキノコから高濃度の放射性物質が確認されているところです。

さらに、本年 8 月 4 日付け食安発 0804 第 2 号において、総理指示対象自治体及びその隣接自治体においては、キノコについて重点的に検査を行うようお願いしているところです。

今後、野生キノコの本格的な発生時期、秋の行楽シーズンを迎えることから、キノコの産地である自治体においては、野生キノコのモニタリング検査を強化するとともに、消費者及び食品等関係事業者に対し、状況に応じて採取の自粛等の注意喚起を行うとともに、検査結果や出荷制限等の情報を適切に提供されるようお願いいたします。

なお、林野庁が作成した「野生きのこを採取される皆様への注意喚起について」を添付するので参考としてください。

また、併せて、毒キノコによる食中毒の防止のための情報提供についても特段の御配慮をお願いいたします。